

## 回 答 書

案件名称：令和8年度大阪市都市農業等振興事業業務委託

大阪市経済戦略局

※「質問内容」については、質問書に記載されていた内容（文言）をそのまま記載しております。

質問内容 1	
(2) 農水産物のプロモーション業務について	
	<p>・業務受注後、過去制作の動画データー等の情報素材の利用は可能か。</p>
	<p>回答</p> <p>本業務における成果物は全て本市に帰属することとしているため、受注後に当業務に利用いただくことは可能ですが、投稿コンテンツの企画・作成も仕様に含むため、利用の程度は適宜協議することとします。</p>
質問内容 2	
(2) 農水産物のプロモーション業務について	
YouTube のみ「月に○本投稿」といった回数の言及がないが、これはどのような意図によるものか。	
	<p>回答</p> <p>YouTube では動画以外のコンテンツ投稿はできないものと想定し、5 (2) ア(イ)②に記載している、作成した動画のみを YouTube へ投稿していただくこととしています。</p>
質問内容 3	
(3) 農産物の販路開拓業務について	
・販路開拓業務にてイベントに参加する生産者数の想定数はあるか。少なくとも○者以上など。	
	<p>回答</p> <p>生産者の想定数はありません。市内産の農産物の販路開拓にむけて、生産者と食関連事業者間の関係の構築を目的としているため、目的の達成に向け、生産者の参加数も企画提案に含めてください。</p>
質問内容 4	
(3) 農産物の販路開拓業務について	
・販路開拓業務にて生産現場が理解してもらえる情報があれば、必ずしも食関連事業者を実生産現場に迎えなくても良いか。	
	<p>回答</p> <p>5 (3) アに記載のとおり、市内産の農産物に興味・関心を持つ食関連事業者を生産現場に迎え、生産者と直接交流できる企画を実施してください。</p>
質問内容 5	
(4) 食の魅力発信業務について	
・食の魅力発信業務にて例えば連携シェフ監修のお弁当など参加者に販売は可能か。	
	<p>回答</p> <p>5 (4) エに記載のとおり、イベントへの参加料として実費相当額を徴収することは可しており、その収入は本業務実施にかかる経費に充当することとしています。ただし、当事業の一環で、営利目的でお弁当などを販売することはできません。</p>

質問内容 6	
(6) 農地・農業に対する理解醸成業務について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地・農業に対する理解醸成業務にて参加者数は小学生や未就学児もカウントしても良いか。</li> </ul>	
	回答
<p>問題ありません。ただし、業務目的を達成できるよう、簡単な農業学習を盛り込んだ農業体験に取り組めると一般的に判断できる年齢を参加者数のカウントの対象としてください。</p>	
質問内容 7	
(7) 募集・受付業務について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種情報発信にて本市広報媒体を活用する場合、どのような媒体があり、発行や発信時期・頻度などのおおまかなスケジュールは。</li> </ul>	
	回答
<p>大阪市ホームページや広報誌、公式LINE等の活用を想定しており、それぞれ発信時期・頻度などは下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市ホームページ：随時掲載</li> <li>・広報誌：月1回</li> <li>・公式LINE：随時発信</li> </ul>	